

岐阜市オリジナル SDGs ロゴマーク使用取扱要領

令和 5 年 9 月 11 日決裁

改正 令和 5 年 12 月 6 日決裁

1 趣旨

この要領は、岐阜市（以下「市」という。）において、市民をはじめ、地域団体・学校・企業等たくさんのパートナーと協力して SDGs の更なる「啓発」と「行動」を図るために作成した岐阜市オリジナル SDGs ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 仕様

ロゴの仕様は、別添の岐阜市オリジナル SDGs ロゴマークデザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）のとおりとする。

3 権利の帰属

ロゴの一切の著作権及びそれに付随する権利は、市に帰属する。

4 遵守義務

ロゴを使用する者（以下「使用者」という。）は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガイドラインに従い、適切に使用すること。
- (2) 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録しないこと。
- (3) ロゴの使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

5 禁止事項

次の各号のいずれかに該当する場合はロゴの使用を認めない。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) SDGs の正しい理解の妨げ、又はそのおそれがある場合
- (3) 法令や公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体に対する市の支援又は公認を受けているような誤解を与えるおそれのある場合
- (5) 自己の商標として登録するなど独占的に利用するおそれのある場合
- (6) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用する場合

- (7) 使用目的が明らかでない場合
- (8) 市の事業や市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (9) 岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）第 6 条に規定する暴力団もしくは暴力団員、又はこれらの者と密接な関係を有する者が使用する場合
- (10) その他市が適切でない判断した場合

6 使用報告

使用者は、使用の 2 週間前までに「岐阜市オリジナル SDGs ロゴマーク使用届」を市に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 市、市議会及び市内自治会が使用するとき
- (2) 市内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設において教育を目的に使用するとき
- (3) 報道機関（広報誌、雑誌等を発行する機関を含む。）が報道又は広報の目的で使用するとき
- (4) その他市が適当と認めたとき

7 使用者の責任等

使用者は、ロゴの使用により損害、損失及び不利益等（第三者との紛争等を含む。以下「損害等」という。）が生じた場合、その旨を市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、市は一切の責任を負わない。また、ロゴの使用に際して故意または過失により市に損害等を与えた場合は、市に賠償しなければならない。

8 使用料

ロゴの使用料は無料とする。

9 使用取消

この要領やガイドラインに反するロゴの使用を発見した場合、使用者は市の指示に従い直ちに使用を中止しなければならない。また、使用中により使用者に発生した損害等について、市は一切の責任を負わない。

10 公表

市は、使用者の承諾なく使用者の法人・団体名、使用者所在地、使用方法及び使用状況等を公表することができる。

11 取扱要領の変更

この要領は、市が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、取扱要領が変更された場合、使用者は変更後の取扱要領に従わなければならない。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月6日から施行する。